

# 京都市政史編さん通信

第 48 号  
2015 年 1 月

## 目次

伊藤之雄「戦後不況と都市計画事業のゆらぎ — 京都市の事例 — 一九二二年の事業延期論と運動」	1
編さんだより	8
京わらべ	8

## 戦後不況と都市計画事業のゆらぎ

— 京都市の事例 — 一九二二年の事業延期論と運動

伊藤 之雄

### はじめに

第一次世界大戦が終了すると、翌一九一九年（大正八）、原敬内閣は第一一議会で都市計画法案と市街地建築物法案を提出し、成立させた。この法案は、各都市の周辺市町村にまで無秩序に都市化が進展し始めたのに対し、六大都市に適用されるようになった市区改正事業を継承し、各都市がこれら周辺部まで含め都市改良事業を拡大し、積極的に対応できるようにするものだった。

原内閣で成立した法案により、六大都市のみならず、地方都市にまで都市計画事業が実施され、各都市と近郊農村部も含めて、都市改造・改良が始まる。

都市計画事業に関しては、東京市の都市計画事業計画が、関東大震災後に震災復興事業となり、国が中心となって大規模に実施された事例の検討は行われている。震災に遭った横浜市や、震災に遭わなかった大阪・京都・名古屋・神戸市など他の六大都市、さらに規模の小さい諸都市の都市計画事業についての研究も、いくつか出てきた。

このように研究が進展しているにもかかわらず、都市計画事業の根拠となる都市計画法や事業について、内務省の主導が強く、各都市の事業計画の決定の中心となる都市計画地方委員会でも内務官僚がリードし、

各地方自治体や市民の主体性は弱かったとの評価が一般的である。

しかし、こうした一般的評価は、都市計画事業における意思決定過程で、内務省・都市計画各市地方委員会、各都市や府県、市民がどのような役割を果たしたのかの事例を、具体的に分析した上での結論ではない。

また史料にもこれらの研究は、都市計画事業の意思決定過程で大きな役割を果たした、都市計画各市地方委員会の議事速記録などの一次史料を使っていないという限界がある。筆者は、第一次世界大戦後の都市計画事業の形成過程に、さらに深い考察を加える手始めとして、六大都市中で一次史料の保存状態の良い、京都市の事例を四つの論文で分析してきた。

これら四つの論文では、京都市区改正委員会や、その後身の都市計画京都地方委員会の議事速記録などの一次史料を使い、京都市会の議事録や市長への陳情書等京都市役所所蔵の文書と合わせて、事業の展開を考察した。その結果明らかになったのは、京都市の技術職員たちが事業計画の立案をし、内務省の承認を得ながら、都市計画京都地方委員会・京都市会や市民の意向、府の意向等を考慮しながら、合理的理念を掲げ、事業推進の中心となったことである。また市民の意向も、市会を通すなどして、かなり反映されていることであつた<sup>1</sup>。

これらに引き続き、本稿では、河原町線拡築が確定した後の過程を考察したい。この時期には、都市計画事業の実施に向けての計画が具体化し、一部着手された。しかし、戦後不況の影響で政府の財源が厳しくなり、一九二二年六月に成立した加藤友三郎内閣は、財政の大幅な緊縮方針を打ち出した。このため、京都の都市計画事業に当面は国庫補助がどれほど出るのかわからない中で、都市計画事業延期論が出てきた。本稿ではまず、事業の延期運動と延期論を述べ、それらが事業の推進論に屈

服させられ、事業が推進された過程を考察する。

## 第一章 一九二二年度都市計画事業として烏丸線北進を決定

すでに述べたように、一九二一年（大正一〇）七月八日の第二回都市計画京都地方委員会で、都市計画の初年度から一〇年度にわたる施行年度割表が修正可決された。これにより、初年度にあたる大正十年度（一九二一年度）は、全体の一割の事業を実施する原案を修正し、その半分の五分を実施することになった<sup>2</sup>。この年度割によると、その頃、京都市内で木屋町線拡築か河原町線拡築かで対立していた五号線は、総額六十一万二八八円のうち、初年度二パーセント（一三七万四六一円）実施することになった。他に初年度は、一五号線（仁王門通新高倉一丁東入ル北門前町―岡崎円勝寺町）（総額二万三二七〇円）を一〇〇パーセント実施することになっていた。この合計額は、総経費予備費一四万二一四九円を合わせて、一七五万円であった<sup>3</sup>。

ところが、初年度の実施額の大半を占める五号線は、木屋町線となるか河原町線となるかの決着がつかないまま、一九二一年度が過ぎ、年度末を迎えつつあった。京都市からの代表も参加した、都市計画京都地方委員会で決まったことを、京都市が全く実施しないのは、大きな問題であった。

内務省では京都市の都市計画事業の責任者を呼び出したらしい。永田兵三郎工務部長は、要務で東京に出張していたが、一九二二年三月九日早朝にいったん京都に戻った。馬淵鋭太郎市長・今村惟吾助役その他と密かに協議し、重要書類を携えて、同九日夜、再び東京に向った。一日には都市計画区域決定の緊急市会が開会されるので、一日に帰洛の予定であるという。永田の出張の目的は明らかでないが、周囲の事情から推察すると、特に木屋町線問題の解決に関するものであって、主務省としても、京都市自ら発案した関係上、馬淵市長が「荏苒」（じんぜん）「歳月が過ぎ去っていくのに」市会に決定路線の予算を提出せず、実行に入らうともしないのを、いつまでも放任しているわけにはいかなかったからであろう。地元有力紙はこう推定した<sup>4</sup>。

そこで、一九二一年度末の一九二二年三月二七日、馬淵市長は、都市

計画事業実施のため、一七五万一二四七円の追加更正予算を、京都市会に提出した。翌二八日の市会で、現存の烏丸線を烏丸今出川から現在の烏丸車庫前（北大路通烏丸）まで北進させる道路（第七号線）を拡築し、それから東に曲がり、「現在の北大路橋西詰（にしづめ）」で「賀茂街道（賀茂川の西岸を南北に走る街道）」に連絡する道路（第一号線の一部）をさらに拡築し、市電を走らせる案について、馬淵市長は説明した。馬淵は、府立植物園やその中の運動場の利用のために便利になることや、この工事の費用がちょうど一七五万円位になることを、提出理由に挙げた<sup>5</sup>。

第七号線は、都市計画事業の年度割表によると、第八年度と九年度（一九二八・一九二九年度）にかけて行われることになっており、予算は一四四万八八五九円であった。ところが、一九二一年七月八日の都市計画京都地方委員会で修正されて決まった初年度（一九二一年度）の工事費は、一七五万円である。そこで、一号線の一部を工事に加えて、初年度予定の一七五万円になるようにしたのである。

後述するように、一九二〇年三月の恐慌後、不況が続く、日本政府のみならず、京都市も財源難であるので、一九二一年度の工事は行われず、事実上、一年延期された形で、一九二二年度から工事が行われるのは、市の財政状況にとっても望ましかった。

これに対し、同じ三月二八日の市会で田中新七市議（河原町線派）は、本年度の計画は財源を電気軌道の積立金から一時流用しているが、長期計画を持たなくて良いのか、と財源について質問を始めた。都市計画の特別税はかけられるのか、また国庫補助は三分の一あると聞いているが、最初の年度は少なく、三〇年間かけて支払われると聞いている。そうなら初めは利息にも足りない額であると、財源的な見通し等について質問した<sup>6</sup>。

田中市議が京都の都市計画事業の財源について心配するのは、一九二〇年恐慌の後、この時期までに、政府も各地方自治体も財源不足になりつつあったからである。田中市議の質問の約一カ月前、地元有力紙はそのことについて論じている。同紙によると、昨今大蔵省のあたりにも、「地方の財源が枯渇し」、特に京都のように「財力の弾力なき都市が、何にも今直に幾千万円の巨費を投じ、不急の工事を起すの必要はない」と主張している者があるという。もっとも、内務省側ではすでに委員まで

選任し、その計画案も決定した今日、今さら中止するのは政府の威厳にも関するから、是非とも断行せねばならぬと主張しているそうである。前京都市長の 大野盛郁（おおの もりか）は、大阪や東京のごとく財力も余裕があり、少々やり損じても取り返しのつく大都市はいつでも良いが、我が京都などでは都市計画などもよほど慎重に考慮してやらねばならぬ、と述べていた<sup>8</sup>。

他方、同じ市会で野村与兵衛市議（木屋町線派）は、都市計画地方委員会で決まったことは、市として実行しなければならぬ、と主張した。さらに、京都市が京都電気鉄道（京電）を買収した際に、広軌の市電と狭軌の京電との軌隔統一（レールの幅の統一）が重要課題となったが、市電の烏丸線北進はこの課題とは関係がないので、それよりも木屋町線を拡築し、京電から買収した狭軌のレール幅を広軌とし、軌隔統一を行うべき、との意見を述べた。加えて、都市計画京都委員会では、一九二一年七月八日に五号線として木屋町拡築が再確認されているので、それをやらねばならぬ、とも主張した。野村は追加の質問で、木屋町線は小型の電車車体を使っており、本数も少なく、狭い木屋町通で高瀬川に臨んで乗り降りにも場所の余裕がない、と現状の不便さも訴えた。

西尾林太郎市議（河原町線派）は、烏丸線を北進させるより、熊野神社前で終わっている東山線（東大路線）を北進させて、東の方から「現在の北大路通に当たる道路を西に曲がって」植物園の近くまで電車を敷く方が沿線の「京都帝国大学・第三高等学校・中学校等」学校を考慮しても収入の期待がある、と烏丸通北進に反対した<sup>10</sup>。

鈴木紋吉市議（河原町線派）は、木屋町線の軌隔を統一して広軌とし、車体の大きなスピードの出る電車を走らせるべき、との野村市議（木屋町線派）の説を「最も要領を得た説」だと信じている、と支持した。さらに鈴木は、木屋町線か河原町線かという問題は「一部の事である」のでどちらかにまとまるに違いない、それにもかかわらずこれを捨てておいて、期限が来たからと、「不利益な」別の線を敷設するのは良くない、と論じた。鈴木は「木屋町線なり、河原町線なり、何れの線にも賛成」する、とすら述べたのである<sup>11</sup>。二年以上にもわたって、木屋町線か河原町線かをめぐって市内で対立が続く状況に、本来河原町線派で、前年一二月の河原町線拡築復活の意見書の提案者でもあった鈴木市議<sup>12</sup>です

ら、どちらでも良いから早く市としての方針を決めて着工してほしい、と主張するまでになった。

井林清兵衛（河原町線派）は、野村市議が当初は木屋町線反対であったのに対し、木屋町線支持に変わったことを暗に批判した。続いて、野村市議の言うように都市計画京都地方委員会で木屋町線に決定しているというが、地方委員会に権利があるなら、何のために一七五万円も金をかけて我々がやかましく言わなければならないか、市民が金を出すので決して地方委員会が金を出すのでない<sup>13</sup>、と井林市議は地方委員会の決定を市会が変更する権利があると主張した。

このやり取りは、四カ月前の市会での高瀬川保存に関する意見書、河原町線復活の意見書をめぐり、意見書に反対の野村市議と賛成の井林市議との間で戦わされた論争の再来であった<sup>14</sup>。

田中市議の都市計画財源についての質問に対し、馬淵市長は十一年の財源計画を立てないと事業は遂行できないが、都市計画特別税は勅令の発布がまだなので実施できない、経済界の状況から起債もできない、と答えた。さらに、一九二二年度以降については、どうしても財政計画を立てないといけない、と述べた。次いで、市の技術系の責任者である永田兵三郎工務部長は、国庫補助については未だ確定していないが、道路の補助は三分の一ということは大体決まっている、と答えた。また三〇カ年かけて補助金が支払われるという点に関し、大阪市や横浜市は三年から五年の間に三分の一補助が支払われているので、京都市の場合も、事業に着手し進行したなら、三〇カ年というのでないだろう。もっと早く補助を与えられると思う、と永田は答えた<sup>15</sup>。

また都市計画地方委員会で決まった事はどうしても実行すべき、という野村市議の質問に対し、馬淵市長は地方委員会の決議は年度割の歩合を決定するものであって、どの路線から着手すべきかまで決定するのではない、等と説明した<sup>16</sup>。

西尾市議の利益を見込める東山線の北進の方から着手すべき、との意見に対し、永田工務部長は、五号線の初年度の年度割の一七五万円に大体費用が同じでまとまりのある路線として、烏丸線の北進を選んだと答えた。

木屋町線でも河原町線でも何日かかけてどちらかに決すればよい、と

の鈴木市議の意見については、馬淵市長が京都市会の河原町線への変更を求める意見書を都市計画京都地方委員会に内務大臣が諮問するかどうかにも関わっており、短期間にどちらかの線に決定するのは「至難」である、と答えた<sup>17</sup>。

これらの質疑があつた後、五号線拡築の代わりに烏丸線を北進させる一七五万円余の追加更正予算を市会は賛成多数で可決した<sup>18</sup>。

烏丸線北進の追加更正予算の審議を通し、京都市の都市計画事業の予算の次年度以降については未確定の要素も多いことが確認されたが、市の多数意見として実施することで意思を統一したといえる。

## 第二章 都市計画事業延期運動

別稿で述べたように、一九二二年（大正一一）六月九日、第三回都市計画京都地方委員会で、木屋町線拡築を河原町線拡築に変更することが事実上決定された（正式決定は七月一二日の閣議）。

第三回都市計画京都地方委員会の河原町線拡築の決定に対し、同年七月六日以降、河原町通二条以北の住民は、河原町線拡築工事の実施延期を求めて運動を始めた。彼らは、河原町通三条以南の有志とも連絡を取って、連携して当局を動かす計画を立てたが、三条以南の住民との連携はならず、独自に運動することになった。七月二七日付で、河原町通二条以北の住民たちは、適当の時期まで河原町線拡築実施を延期してほしいという内容の「陳情書」を当局に提出した。同時に最も「穏便なる手段」で願意の実現を図ることになり、関係住民五六二名は河原町線延期二条以北期成同盟会を結成し、委員長に森田益三郎、副委員長に亀苔貞定を選んだ<sup>19</sup>。

このような動きを受け、八月下旬になると、京都市会の会派である公正会内の河原町線沿線の市議が、同じ市会会派の辛酉倶楽部（しんゆうくらぶ）と連携して多数派を形成し、河原町線拡築と烏丸延長線の延期案を提出しようとしている、と報じられた<sup>20</sup>。

その後、木屋町線拡築派の市議の安田種次郎・橋本永太郎・野村与兵衛・西尾林太郎らが多数の賛成を得て、二九日に開かれる市会に都市計画事業無期延期の意見書を提出するとの噂が流れた。

そのことについて、安田市議は次のように、新聞記者に語っている。

①都市計画事業は一〇年間に遂行することになってはいるが、必ずしも一〇年間で完成しなければならぬということでもないであろう、②「財源涸渇」（こかつ）の折柄、強いて進行しなければならぬ必要が、事業問題としてどこにあるのか、③事業を無期延期とするか一時中止とするか、まだ何とも決定していない、④都市計画事業無期延期の意見書に二名の賛成者があるといわれているが、まだ調印してもらってはいない、⑤白友・辛酉両派の同志一二・三名だけは調印を得ているが、自分の所属の公正会に対しては話だけはしてある方は多いが、会に対して諮らねばならぬことになっているから、多分二七、二八日頃に開かれる部屋会議へ持ち出すことにしている<sup>21</sup>。元来、木屋町線派は河原町線派に比べ、立ち退きなども少なく、費用が安いというのが理由であり、京都の都市計画事業に消極的であつたといえる。一九二〇年代に入り、戦後不況で京都市のみならず日本政府の財政状況も厳しくなつていくと、旧木屋町線派が都市計画事業の推進にも疑問を抱いていくのは自然なことである。

さて、当時の京都市会議員の数は、五二名である。都市計画無期延期の意見書に仮に二二名の賛成があつたとしても、意見書は市会では可決されない。しかし、うち一人は議長の小川清なので、万一さらに四名が賛成すれば、意見書は通過してしまう。

一九一九年一二月の京都市区改正委員会（都市計画京都地方委員会の前身）で、主に京都市議でもある委員たちの意向で、原案の河原町線拡築が木屋町線拡築に修正された。それが、その後市会で河原町線復活建議が可決されたのを背景に、一九二二年六月の第三回都市計画京都地方委員会で、再び河原町線拡築に変更することが決定された。これに対し京都市会が、財源がないことを理由に事業を無期延期するか一時中止するような建議を可決するならば、都市計画京都地方委員会や政府は、京都市会の無責任な方針変更に振りまわされていることになる。都市計画地方委員会の威信や、それを最終的に認可した内相・政府の威信もなくなる。さらに、それが悪い先例となり、全国の都市での都市計画事業の遂行が混乱する恐れがあつた。都市計画京都地方委員会の会長で議長を務めているのは、若林資蔵（わかばやしらいぞう）京都府知事であり、行政上で京都府は京都市を管轄していた。万一、都市計画事業無期延期や一時

中止の意見書が、かなりの市議の支持を得て市会に提出される可能性があるなら、その前に若林知事は何かする必要がある。22。

都市計画事業延期の意見書を出そうという市会内の動きを知り、八月下旬に河原町通二条以北の住民は大いに氣勢を上げ、関係学区居住の市議員を歴訪し、しきりに同意を求めつつあった<sup>22</sup>。

### 第三章 市議の中に延期論が広まった理由

この前年、一九二一年（大正一〇）十一月、第一次世界大戦後の一九二〇年恐慌から不況が続く中で、政友会による政党内閣の中心で、実力者の原敬首相が暗殺された。原内閣を受け継いだ政友会の高橋是清内閣は、内紛のため半年ほどで倒れ、海軍大将の加藤友三郎を首相とする官僚系内閣ができた。加藤内閣は、同じ政友会を準与党としながらも、大蔵省出身の蔵相市来乙彦（いちきおとひこ）の健全財政・緊縮財政路線に従い、一九二二年六月二〇日の閣議で、必要やむを得ないものや緊急で放置し難いもの他は、新規事業は認めない方針を打ち出した<sup>23</sup>。日露戦争後、京都市をはじめ、東京市・大阪市・横浜市・名古屋市の都市改造事業は、政府の保障のもと、フランス・イギリス等の膨大な外債を財源として、国庫補助金も得て行われた<sup>24</sup>。今回の都市計画事業は、政府の緊縮財政方針によって、外債を財源とすることや国庫補助金を得ることが困難となったことが大きな特色で、事業が長期間にわたって少しずつ実施されていかざるを得なくなった。

都市計画事業延期問題で注目すべきは、延期建議提出の動きの中心となつたのは旧木屋町線派の市議であったが、この建議に旧河原町線派の市議の一部も同調していることである。市会で多数を占めた旧河原町線派が、事業推進か延期かをめぐって旧木屋町線派と明確に区別できなくなる傾向にあるなら、場合によれば延期説が多数の支持を得る可能性もあった。

このような状況になつたのは、地元の有力紙によると、加藤友三郎内閣が大阪府に地方債の起債を絶対に許さぬと通達したことが第一の原因であった<sup>25</sup>。加藤内閣が成立する約一年前、京都市当局が作成し、一九二一年七月八日の第二回都市計画京都市地方委員会に参考資料として提出

された事業の財源計画によると、市債二二六八万七〇〇〇円、国庫補助金九六五万四〇〇〇円、受益者負担金二五〇万一〇〇〇円と、市債が財源の主要部分であった<sup>26</sup>。

起債が許されないとすれば、都市計画事業は都市計画法第六・八条に基づき、市の保有金の範囲内で遂行されねばならない。そうなると、市電収入の剰余金一五〇〇一六〇万円以外には、受益者負担と国庫補助があるのみである<sup>27</sup>。その国庫補助金も、政府の財政方針によるなら、どの程度の額がいつ下りるのかも不確定であった。

都市計画事業の延期を求める意見が出る第二の理由は、仮に政府が起債を許したところで、現在の金融界の状況では起債ができるかどうか、困難な状況であると見られたことである<sup>28</sup>。政府の保障の下で外債を募集するのは、政府の財政状況からも、困難に見えたからであろう。

しかも、京都市は旧京電気鉄道（狭軌）を買収した際に、広軌の市電との軌隔統一（レールの幅を同一にする）の課題を抱えており、都市計画事業にさらに費用がかかる。現在の市の経済状況を考慮すると、五号線は河原町線か木屋町線かいずれにするかの紛争があつたので、とりあえず丸線を北へ延長する事業を行ったように一時的な弥縫（びほう）策を講じなければならぬ破目になる。都市計画事業を絶対に中止できないとすれば、政府が起債をさせぬ方針であるなら、一〇年の年度割を一五年、あるいは二〇年に延長することを認めざるを得ないであろう<sup>29</sup>。このように、地元の新聞は論じた。

### 第四章 事業推進か延期か

一九二二年（大正一一）八月、永田兵三郎京都市工務部長は、この問題について新聞記者に以下のように発言している。①都市計画事業は国が遂行し、その財源は市で心配するものであるが、法令上は中止できにくい性質のものである、②しかし、それは法理論で、財源を心配しなればならない市に金がないとすれば、中止することもやむを得ないとも思われる、③市会に実施の反対があり、「世上の噂の如きもの」（都市計画事業無期延期や一時中止の意見書）が市会を通過すればもちろん尊重しなければならぬ、④やるかやらないか法令の示すところに従えば、

市会の多数意見が反対ならば中止する他はない<sup>30</sup>。永田部長は、京都市の都市計画に関する技術職員中で最も重要な人物で、これまで京都の都市計画事業を推進してきた。その永田が、市の財源難から、市会の意向で京都の都市計画事業の延期や中止もありうるとの立場を公言した。これまでの永田の言動から判断すると、ここでの永田の意図は事業の中止もやむを得ないということではない。永田は起債を認めない国の方針を言外に批判し、財政難が厳しくなった中で、国に対し是非とも国庫補助を行ってほしいという要望を表しているのである。

同じ頃、政府による起債の承認と、事業の費用に三分の一の国庫補助があれば、事業の延期をしなくても良い、との見解が以下のように出されている。これは、永田の立場を代弁しているものである。

八月二四日の地元有力紙は、河原町線拡築の経費は、道路費三七〇万円、軌道敷設費一五〇万円程であり、起債額は合計六三〇万円（仁王門および今出川、寺町連絡線を含む）ほどに過ぎない、とみた。さらに事業には三分の一の国庫補助もあり、内務大臣から電車賃値上げに関し九分の四を出さないように制限されているが、起債の利子を年八・五パーセントと見込み、一年に市電収益金のうちから一五〇、一六〇万円ずつ償還することは、あながち至難のことではない、と予想を立てる。旧公債の償還額を差し引き、三年半位で全部償還できる。したがって、都市計画事業を延期または中止するのは、いささか早計のきらいがある。このような説が延期反対論者の間に盛んに主張されつつあり、これには延期論者も手こずっているという<sup>31</sup>。

このように、都市計画事業推進を求める声は根強いので、安田市議らの都市計画事業延期の意見書に対して、市内で非難が少しずつ高まってきた。そればかりでなく、市議の中でも、都市計画事業は一日も早く行わなければならない問題なので、無期延期など無責任極まる意見書の提出には賛成できない、という市議も多かった。そこで結局、五年か七年か、短ければ三年位の延期意見書の提出になるだろうと見られている、と新聞は報道した。もともと、右延期意見書の対象を、京都の都市計画事業全体とするのか、第五号線（河原町線拡築として決定）のみとするのか等、決定していない模様である、と報じた<sup>32</sup>。事業の延期を主張する人々も、無期あるいは長期の延期を主張できず、対象を限定する者すら出て

きた。延期論は崩れていったのである。

八月二六日、京都市参事会は烏丸延長線の予算一七四万円を四万円削減したのみで可決するなど、諸案件を可決した<sup>33</sup>。市の理事者は、すでに同年三月に市会でも予算が可決された烏丸線延長のみならず、都市計画事業を推進する意思を、改めて示したといえる。安田市議らの都市計画事業延期の建議案提出の動きについて、当初すでに二名の市議の調印があると称せられていたが、八月二八日に予定された京都市会開会を前に、全くの嘘であることがわかった。実際は、西尾林太郎市議（旧木屋町線派）・森田茂市議（旧河原町線派）・鈴木紋吉市議（旧河原町線派）ら白友会の一〇人足らずの市議の調印しかなかった。安田種次郎市議は自分の所属する最大会派の公正会の部屋会議に諮って、多数の市議の賛同を得た上で、市会に延期建議案を提出しようとしていた。しかし、市会前日になっても多数の支持を集められず、状況が厳しいので、公正会の部屋会議では、野村与兵衛市議（旧木屋町線派）が代弁して、原案を出さずに延期問題を諮るにとどめた。原案がないので、公正会の部屋会議では、種々の意見が出たのみであった。結局、重大な問題であるので理事者の意向を確かめる必要もあり、次回に研究を遂げた上で何らかの措置を取ることと終わった<sup>34</sup>。市会が開会されても、都市計画事業延期の意見書は提出されなかった。

### おわりに

本稿の論点は、以下の三つである。第一に、一九二一年七月八日の第二回都市計画京都地方委員会、一九二一年度から一九三〇年度までの一〇年間にわたる事業の施行年度割を決めたにもかかわらず、一九二一年度事業を着工できなかったことである。それは、拡築する第五号線を、当初に変更した計画通り木屋町線にするか、河原町線に再度変更するか、の対立があったからだ。このため、一九二一年度末の一九二二年三月、市当局や市会は、着工できない第五号線の同年度の既定計画予算約一七五万円と同額になる工事を、代わりに実施することになった。こうして既存の烏丸線を烏丸今出川から北進させる工事が決まった。

第二に、その後一九二二年六月九日の第三回都市計画京都地方委員会

で、木屋町線拡築を河原町線拡築に変更することが事実上決定されたが（正式決定は七月一二日の閣議）、七月になると旧木屋町線拡築派市議員を中心に、河原町線拡築と烏丸線の北進という両事業の延期を求める動きが起こったことである。さらに、彼らが京都の都市計画事業無期延期の意見書を提出する、との噂すら流れた。

これは、一九二二年六月に成立した官僚系の加藤友三郎内閣が、財源難に対応すべく、都市計画事業に外債や国庫補助金を使用するのが困難とする方針を打ち出したからである。そうになると、京都の都市計画事業を推進するためには、これまでの計画以上に市税や受益者負担金が必要となり、不況下で市民の直接の負担が重くなるからである。

第三に、都市計画事業延期論・中止論が市会議員の間で広がってくる、それに対抗して推進論も強まり、結局市会では事業延期の意見書は出されず、事業の推進は変わらなかつたことである。少なくとも市議を中心とした京都の有力市民の間では都市計画事業への期待が強く、市当局も、その意向も踏まえて事業推進に積極的であつたといえる。

注

1 拙稿「第一次世界大戦後の都市計画事業の形成―京都市を事例に 一九一八―一九一九―」（『法学論叢』一六六巻六号、二〇一〇年三月）、同「第一次世界大戦後の都市計画事業と景観問題の登場―京都市を事例に 一九二〇年の転換」（一）（『法学論叢』一七一巻一号、二号、三号、二〇一二年四月、五月、六月）、同「京都市都市計画事業の一九二一年前半―河原町通拡築か木屋町通か」（上）（下）（『京都市政史編さん通信』第四三号、四四号、二〇一二年九月、一二月）、拙稿「大正デモクラシーと都市計画事業の確定―京都市を事例に 一九二一年後半―一九二二年前半」（『法学論叢』一七二巻四・五・六合併号、二〇一三年三月）。都市計画事業の具体的な研究整理については、以上の四論文で行つたので省略する。

2 前掲、伊藤之雄「京都市都市計画事業の一九二一年前半（下）」四頁。

3 京都市「都市計画京都地方委員会経過概要」（一九二二年七月八日）七―一頁。（京都市歴史資料館架蔵写真帳No.館73）

4 『京都日出新聞』一九二二年三月一日夕刊（二〇日夕方発行）。

5 「京都市会会議録」一九二二年三月二八日。

6 京都市「都市計画京都地方委員会経過概要」（一九二二年七月八日）六―八頁。

7 「京都市会会議録」一九二二年三月二八日。

8 『京都日出新聞』一九二二年二月二四日夕刊（二三日夕方発行）。

9 「京都市会会議録」一九二二年三月二八日。

10 同右。

11 同右。

12 前掲、伊藤之雄「大正デモクラシーと都市計画事業の確定」第三章一節。

13 「京都市会会議録」一九二二年三月二八日。

14 前掲、伊藤之雄「大正デモクラシーと都市改革事業の確定」一六―一七、二五頁。

15 「京都市会会議録」一九二二年三月二八日。

16 同右。

17 同右。

18 同右。

19 前掲、拙稿「大正デモクラシーと都市計画事業の確定」第四章四節。

20 『京都日出新聞』一九二二年八月二一日夕刊（八月二〇日夕方発行）。

21 同右、一九二二年八月二四日夕刊（八月二三日夕方発行）。

22 同右、一九二二年八月二四日。

23 拙著「大正デモクラシーと政党政治」（山川出版社、一九八七年）一〇三頁。

24 前掲、持田信樹『都市財政の研究』第三章。

25 『京都日出新聞』一九二二年九月一日夕刊（八月三一日夕方発行）。

26 京都市「都市計画京都地方委員会経過概要」（一九二二年七月八日）一三頁。

27 『京都日出新聞』一九二二年九月一日夕刊（八月三一日夕方発行）。

28 同右。

29 同右。

30 同右、一九二二年八月二六日。

31 同右、一九二二年八月二四日。一九二二年七月八日、京都市当局は都市計画京都地方委員会に参考として提出した資料の中で、街路費への国庫補助の先例として、一九二〇年度以降、東京市が二分の五、横浜市・神戸市・名古屋市・大阪市が三分の一受けていることを示した（京都市「都市計画京都地方委員会経過概要」（一九二二年七月八日）一四―一八頁）。

32 『京都日出新聞』一九二二年八月二五日。

33 同右、一九二二年八月二七日、二八日夕刊（二七日夕方発行）。

34 同右、一九二二年八月二七日、二八日、二九日夕刊（二八日夕方発行）。

## 編さんだより

◇今年度は、『京都市政史』全五巻中の最終巻「第3巻 財政のあゆみ 市政史年表」の編集作業を優先し、編さん通信の発行を延期してまいりました。第3巻は何とか予定どおり校了できました。三月刊行の予定です。

◇二〇一四年一月以降の主な活動をご紹介します。

- 一月二一日 財政編担当編さん委員打合せ
- 二月 七日 財政編担当編さん委員打合せ
- 三月一二日 市政史編さん助手採用面接
- 三月一九日 第四八回市政史拡大事務局会議
- 三月二六日 第六〇回市政史編さん委員会
- 五月一四日 市政史年表編研究会（第五回）
- 五月二一日 第六一回市政史編さん委員会、第一五回市政史編



第15回市政史編集・顧問会議 2014年5月21日(於新島会館)  
 写真(上) 右から、伊藤之雄代表、井上満郎館長、宇野事務局長  
 写真(下) 右から、山添委員、故松尾尊兌顧問、村松岐夫顧問

集・顧問会議(当日は、故松尾顧問、村松顧問、伊藤代表、伊多波委員、松下委員、山添委員のほか、歴史資料館からは影近次長・宇野係長・裕係長・秋元・野地・吉住が出席)。

六月 四日 財政編担当編さん委員打合せ  
 八月一九日 市政史年表編研究会(第六回)

◆訃報 松尾尊兌顧問 一九九九年に市政史編さん事業を立ち上げた当初から市政史編さん顧問を務められた松尾尊兌氏(京都大学名誉教授)が二〇一四年一月四日に八五歳で逝去されました。氏は京都大学文学部史学科を卒業後、京都大学人文科学研究所を経て、一九七一年から文学部助教(現代史学講座)、一九八一年に同教授に就任。主著『普通選挙制度成立史の研究』等、多数の著書が出版され、日本近代・現代史に先駆的かつ着実な業績を残されました。本市の編さん事業でも『京都の歴史』「第八巻 古都の近代」「第九巻 世界の京都」に執筆されたほか、市政史編さん事業では顧問として暖かいご助言をくださいました。これまでのご尽力に感謝しますとともに、謹んでご冥福をお祈りします。

### 『京都市政史』全巻刊行記念シンポジウムの開催について

市歴史資料館ホームページをご覧ください(入場無料・事前申込制)。

### 京わらべ

◇この間の市政史編さん助手の異動をご報告させていただきます。二〇一四年一月に中川未来氏が着任(三月退職)、同年三月に齊藤紅葉氏・寺嶋一根氏が退職しました。四月一日付で新たに、藤井崇史氏・水石靖子氏が着任しました。

◇今号は、市政史編さん委員会代表伊藤之雄氏から、一九二二年の京都の都市計画事業についての論文をご寄稿いただきました。ご味読ください。(秋)

発行日 二〇一五年一月二〇日  
 発行 京都市市政史編さん委員会  
 所在地 京都市上京区寺町通丸太町上る  
 松蔭町一三八―一  
 京都市歴史資料館内  
 電話 〇七五(二四一)四三二二